平成２９年（フ）第１９３号
横浜市戸塚区戸塚町1006番地10
債務者　鈴木由美恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目21―１　芙蓉ハイツ３―101、住民票上の住所神奈川県藤沢市遠藤4631番地の14
債務者　前田クラウディオこと　マエダ　クラウディオ　オスカル
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1102号
債務者　石川　幸恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目17番４号　エミネンス石名坂201
債務者　山口　仁美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５号
横浜市鶴見区小野町６番地５　ミラリオ鶴見小野601
債務者　工藤　和矢
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７０５号
福岡市中央区薬院３丁目11番32号
破産者　株式会社汎建築設計事務所
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５３号
奈良市左京１丁目８番地の８
破産者　株式会社服部
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９５４号
福岡市城南区鳥飼５丁目13―34花田ビル２階
破産者　株式会社住宅設計室
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５５号
福岡県古賀市中央６丁目１番６号
破産者　有限会社オガタ
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市大字増林5798番地１
破産者　有限会社トップアドバンス
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目56番地２
破産者　有限会社サンブルック
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２２８号
神奈川県藤沢市石川２丁目２番地の２　エバーライフ湘南102、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市大庭7882番地の４
破産者　株式会社ビルド22
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
破産者　有限会社スペックス
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２２号
長野県塩尻市大字広丘吉田1113番地２
破産者　株式会社水野谷
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４１６号
大分県津久見市千怒6045―１
破産者　株式会社かもんメディカル
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
愛媛県西条市栄町258番地１紺屋町フロム内
破産者　一般社団法人西条市紺屋町Ｅ地区再開発共同事業体
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１７９号
長野県塩尻市大字広丘吉田1167番地１　ハイツつかさＢ102
破産者　上島　照之
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０７号
長野県松本市大字寿豊丘846番地６　伴在アパート２号室
破産者　木村　茂也
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７８８号
福岡県宗像市鐘崎220番地３　県営鐘崎団地１棟203号
破産者　灘邉　みき（旧姓一ノ瀬）
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部